1　品種登録の番号　第23913号
2　品種登録の年月日　平成27年３月３日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Pyrus pyrifolia (Burm. f.) Nakai var. culta (Mak.) Nakai
4　登録品種の名称　甘太（かんた）
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
茨城県つくば市観音台三丁目１番地１
7　出願公表の年月日　平成25年11月22日

1　品種登録の番号　第23914号
2　品種登録の年月日　平成27年３月３日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Rubus trifidus Thunb.
4　登録品種の名称　彩（あや）
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社日貿
三重県伊勢市河崎２―19―42
7　出願公表の年月日　平成25年６月12日

1　品種登録の番号　第23915号
2　品種登録の年月日　平成27年３月３日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Zea mays L.
4　登録品種の名称　Ho110
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
茨城県つくば市観音台三丁目１番地１
7　出願公表の年月日　平成26年４月７日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局新事業創出課に備え置いて縦覧に供する。）

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第５号
北海道北見市東相内町584番地５　ケアホームひだまり
債務者　髙野　　忍
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第４号
山形県西村山郡河北町大字吉田字馬場11番地みやま荘、申立時の住所山形県米沢市中田町658番地の３県営中田第一アパート５号534号室
債務者　須藤　要一
1　決定年月日時　平成27年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第５９号
埼玉県久喜市菖蒲町下栢間3294番地22
債務者　清水　勇樹
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６０号
埼玉県久喜市菖蒲町下栢間3294番地22
債務者　清水　智子
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６６号
埼玉県志木市本町６丁目21番21―102号　フラワーハイツ、旧住所埼玉県志木市下宗岡３丁目19番１―201号
債務者　中津　政一
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７１号
埼玉県川口市原町13番20号　田崎マンション102号
債務者　大野　昌宏
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７２号
埼玉県川口市原町13番20号　田崎マンション102号
債務者　大野もゝ江
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２６号
埼玉県草加市谷塚町877番地　氷川荘201号
債務者　遠藤　敦子
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４０号
埼玉県越谷市袋山1639―10、住民票上の住所埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根1065番地５
債務者　元木　雄一
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１０３０号
千葉県浦安市富士見５丁目10番10号　浦安東神ハイツ205
債務者　中谷　功一
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０３１号
千葉県浦安市富士見５丁目10番10号　浦安東神ハイツ205
債務者　中谷　　茜
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０６６号
千葉県市川市南大野２丁目３番41号　コーポラスベルウッド202号
債務者　原　しのぶ
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係